

規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第三条第一項中「第二条から第十条まで」を「第二条から第七条まで、第十条」に改め、「特別県営住宅」の下に「(条例第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。)」を加え、同条第二項中「条例第十六条第二項一号」を「条例第十六条第二項第一号」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 埼玉県営住宅条例施行規則第二条から第七条まで、第十条から第二十四条の二まで、第二十六条及び第二十七条の規定は、条例に規定する特別県営住宅(条例第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。)の管理について準用する。

2 前項の場合において、埼玉県営住宅条例施行規則第二条第一項中「条例第八条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第八条」と、「条例第五条各号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五条各号」と、同条第二項各号列記以外の部分中「条例第五条第一号から第六号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号から第六号まで」と、「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第七条第一項」と、同項第一号中「条例第六条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項第一号」と、同項第四号中「条例第五条第一号から第六号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号から第六号まで」と、同条第三項中「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用

する条例第五条第七号」と、同規則第五条第一項中「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第七条第一項」と、同条第二項第一号中「条例第十一条第一号から第三号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第一号から第三号まで」と、同項第二号中「条例第十一条第四号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号イ」と、同項第三号中「条例第十一条第四号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号ロ」と、同項第四号中「条例第十一条第四号ハ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号ハ」と、同項第五号中「条例第十一条第四号ニ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号ニ」と、同項第六号中「条例第十一条第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第五号」と、同項第七号中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」と、同規則第七条第一項中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、「条例第十三条第二項又は条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項又は条例第十六条の二第二項」と、同条第二項中「条例第十三条第一項ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項ただし書」と、同項第一号中「条例第五条第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五条第一号」と、同条第三項及び第四項中「条例第十三条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項第一号」と、同規則第十条中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十条の二各号列記以外の部分中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同条第一号中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、同条第二号中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二

第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第二号」と、「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第七号」と、「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十条の六中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第三項」と、同条第二号イ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同条第六号」と、同号口中「条例第十一条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第七号」と、同規則第十条の七中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第三項」と、同規則第十二条第一項中「条例第十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十四条第一項」と、同規則第十三条第一項中「条例第十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第一項」と、同項第三号中「条例第六条第一項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項第四号」と、同条第二項中「条例第十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項」と、同条第二項と、同規則第十三条の二中「条例第十五条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第三項」と、同条第一号ハ中「条例第十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第一項」と、同条第二号ロ中「条例第十一条第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号」と、同規則第十三条の三中「条例第十五条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第三項」と、同条第二号中「条例第十五条第三項」と、同条第二号中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項」と、同条第三号中「条例第十六条の二第一項」とあるのは「埼玉

玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項」と、「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第五項」と、同規則第十三条の六及び第十三条の七中「条例第十五条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第五項」と、同規則第十四条第一項中「条例第十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「条例第十六条第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第一号」と、同条第四項中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項」と、同規則第十四条の二中「条例第十六条第二項第四号ロ③」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第四号ロ③」と、同規則第十四条の二の二及び第十四条の二の三中「条例第十六条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第三項」と、同規則第十四条の二の四中「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第四項」と、同規則第十四条の二の五中「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第四項」と、同規則第十四条の二の七中「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第五項」と、同条第一号イ中「条例第十五条第二項第一号ホからトまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項第一号ホからトまで」と、同条第二項第一号ホからトまで」と、「条例第十六条第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項第一号ホからトまで」と、「条例第十六条第二項第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第七号」と、同号ロ中「条例第十五条第二項第一号ホからトまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項第一号ホからトまで」と、「条例第十六条第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第三号」と

と、「条例第十六条第二項第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第二項第七号」と、同規則第十四条の二の八中「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第五項」と、同条第二号イ中「条例第十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第一項」と、「条例第十一号第四号」と、同規則第十四条の二の十一中「条例第十六条第六項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第六項」と、同規則第十四条の二の十二中「条例第十六条第六項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第六項」と、同条第一号イ中「条例第十六条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」と、「条例第十一号第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第二号」と、同規則第十四条の二の十四第一項各号列記以外の部分中「条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項」と、同項第一号中「条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項」と、同号イ中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、「条例第十一号第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項第一号」と、「条例第五号第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項第一号において準用する条例第五号第一号」と、同号ロ中「条例第十一号第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十一号第六号」と、同項第二号中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第二号」と、同項第三号中「条例第十六条の二第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第三号」と、同条第二項中「条例第十六条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第一号」と、同規則第十四条の五中「条例第十六

条の二第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第三項」と、同条第二号ロ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同条第四号中「条例第十六条の二第一項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号イ」と、同条第五号中「条例第十六条の二第一項第三号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号ロ」と、同規則第十四条の六中「条例第十六条の二第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第三項」と、同条第二号ニ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同条第十一号第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一号第六号」と、同条第十一号第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一号第七号」と、同規則第十四条の七中「条例第十六条の二第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第三項」と、同規則第十五条第一項中「条例第十八条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第十五条第一項中「条例第十八条第一項」と、同項第二号中「条例第六条第一項第二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第六条第一項第二号イ」と、同条第二項中「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第十八条第二項」と、「条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項」と、同条第三項中「条例第十八条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第十八条第三項」と、同規則第十六条中「条例第十九条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第十九条」と、「条例第二十一条後段」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第二十一条第一項後段」と、同規則第十七条中「条例第二十六条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第二十六条」と、同規則第十八条中「条例第二十八条ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第二十八条ただし書」と、同規則第十九条中「条例第二十九条ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第一項において準用する条例第二十九条ただし書」と、同規則第二十号の二

第一項中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第二項中「条例第二十九条の二第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同項第一号中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第三項及び第八条の二第一項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同規則第二十一条中「条例第三十条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十条第一項」と、同規則第二十二条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十一条第一項」と、「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十八条第二項」と、同規則第二十三条中「条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十四条第一項」と、同規則第二十四条中「条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項」と、同規則第二十四条の二第一項中「条例第四十三条第四項第十二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号イ」と、「条例第二十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十五条第一項」と、「特別県営住宅」と、同条第二十五条第一項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同条第二項中「条例第四十三条第四項第十二号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第四十三条第四項第十二号ロ」と、「条例第二十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十五条第二項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同規則第二十六条中「条例第五十四条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五十四条第四項」と、同規則第二十七条中「条例第五十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五十六条第一項」と、同条第五号中「条例第五十六条第二項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五十六条第二項第四号」と読

み替えるものとする。

3 条例第八条の二第二項において読み替えて適用する埼玉県営住宅条例第十五条に規定する指定管理者が同条各号に掲げる業務を行う場合における第一項において準用する埼玉県営住宅条例施行規則第二条から第五条まで、第十条、第十条の三から第十条の五まで、第十条の七、第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の四、第十三条の五、第十三条の七、第十四条第一項及び第三項、第十四条の二の四、第十四条の二の七、第十四条の二の九から第十四条の二の十一まで、第十四条の二の十三第一項、第十四条の三、第十四条の四、第十四条の七、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十条の二第二項から第四項まで及び第二十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

項	県営住宅名	設置場所	特別県営住宅の種別	構造	設置戸数	規格（単位平方メートル）
一	大宮砂住宅	さいたま市見沼区東大宮三丁目	丁種	高層耐火	一七	八一・七二から八二・一八まで
二	与野上落合住宅	さいたま市中央区上落合七丁目	丁種	高層耐火	五	八一・七三
三	春日部内牧住宅	春日部市内牧	丁種	中層耐火	一	七九・三二
四	鴻巣登戸住宅	鴻巣市登戸	丁種	中層耐火	一〇	七三・一四
五	シラコバト住宅	上尾市大字上	甲種	中層耐火	五四〇	四八・一八
			乙種	中層耐火	一〇〇	四三・五六
			丙種	中層耐火	一七〇	三七・二七

備考 特別県営住宅の種別欄中「甲種」とは条例第二条第二号の甲種住宅を、「乙種」とは同条第三号の乙種住宅を、「丙種」とは同条第四号の丙種住宅を、「丁種」とは同条第五号の丁種住宅をいう。

（埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「二〇」を「一〇」に改め、同表三の項中「一五」を「一〇」に改め、同表四の項を削り、同表五の項中「二八」を「一一」に改め、同項

を同表四の項とする。

別表第二中四の項を削り、五の項を四の項とする。

別表第四中

平成八年度	春日部内牧住宅	六〇、四〇〇	六九、二〇〇	
平成八年度	大宮砂住宅	七〇、七〇〇円以上 七一、四〇〇円以下 で知事が定める額	八一、一〇〇円以上 八一、九〇〇円以下 で知事が定める額	九三、四 九四、三 で知事が

七九、八〇〇
〇〇円以上
〇〇円以下
定める額

を

平成八年度	大宮砂住宅	七〇、七〇〇円以上 七一、四〇〇円以下 で知事が定める額	八一、一〇〇円以上 八一、九〇〇円以下 で知事が定める額	九三 九四 で知
-------	-------	------------------------------------	------------------------------------	----------------

に改める。

、四〇〇円以上
、三〇〇円以下
事が定める額

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。